

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 4月26日

照会部署名 高知西年金事務所 厚生年金適用調査課

照会担当者 (一般職員) 山崎 聰

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

平川

(案件)

(受付番号) No. 2010-558	報酬および賞与の範囲について
------------------------	----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<報酬および賞与の範囲について>

標準報酬の範囲について、インターネット上で社会保険料の軽減方法として挙げられている件について、事業所から質問がありましたので照会いたします。

「住宅手当の支給」を「借り上げ社宅制度」に切り替えるというもので、方法は

1. 就業規則の変更を行う。
2. 賃貸借契約を法人が締結する（法人契約）。
3. 敷金礼金、仲介手数料も全て会社負担とする。
4. 家賃の50%を法人が負担。残り50%を個人から給与天引きで徴収し、毎月の家賃を全額法人から家主へ振り込みをする。

というものです。

この3および4（法人負担分の50%）については、「法定福利費」ではなく「地代家賃」として法人の経費として計上する。賃金台帳や源泉徴収簿上には住宅手当として挙がらなくなるので、これにより実質的に個人の社会保険の標準報酬を引き下げるとしています。

上記のとおり、3および4が法人の経費とされた場合「労働の対価」として個人に対して支給される報酬でなくなるため、健保法3条5項・厚年法3条に規定する「報酬」および健保法3条6項・厚年法3条に規定する「賞与」には

該当しないものと思料されます。

しかしながら（受付番号）No. 2010-232 <報酬の範囲において>の類似の疑義照会に対して「賞与」として取り扱うと回答されています。

これは帳簿上で個人の収入にあがらない「法人の経費」をあえて「賞与」とする判断をしていることから、上記の3の内容とは矛盾しています。

つきましては社会保険料の軽減の具体的な方法として、インターネット上に多く同様の事案が掲載されており、又、事業所からも早急の返答を求められていますので、3および4（法人負担分の50%）が「報酬」「賞与」に含まれるか否かと併せ、その理由並びに判断基準についても明確にご教示ください。

なお、今回の件につきましては、事前にブロック本部に対して同疑義をあげておりましたが、「判断できかねる」との回答を受けています。

(回答)

① 上記3（敷金礼金について）

社宅として法人が賃貸借契約をし、全額法人が負担しているのであれば、報酬（賞与）とはならないと解する。これに対して、従業員が個人で賃貸借契約する住宅の敷金・礼金等の経費を法人が負担した場合には、2010-258の回答と同様に報酬として取扱うことになる。

② 上記4（法人負担分の50%）について

本来本人が負担すべき家賃を法人が支払っている場合は、従業員にとって経常的実態的収入の意義を有するものと解され、その支給形態を問わず報酬に含めることになる。（住宅手当と同様と解される）

回答日 平成22年7月9日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

（軽微なものについてはグループ長）

山上